

平成31年度 NAGOYAかいごネット バナー広告募集要領

1 広告媒体

(1) 名称

NAGOYAかいごネット

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top>

(2) アクセス件数

月間 約 28,400件 (平成30年 1月から平成30年 12月までの平均値)

※このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

2 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

NAGOYAかいごネットのトップページ

(2) 枠数

10 枠 ※広告希望者様は複数枠の掲載の申込みをすることができません。

(3) 掲載位置

広告の掲載位置については<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top>をご確認ください。

※ 10 枠中の掲載位置の指定はできません。

(4) 広告掲載料 (月額)

1 枠当たり 5,000 円 (税込み)

※ 広告掲載料の支払いについて、原則としては、一括前納となります。

(5) 規格

ア サイズ…縦60 ピクセル × 横120 ピクセル

イ 画像形式…GIF (アニメ不可) またはJPEG

ウ データ容量…4KB 以下

※ 画像は、広告主の責任と負担において作成してください。

※ 画像作成にあたっては、「NAGOYAかいごネット・バナー広告表現ガイドライン」を遵守してください。

(6) 掲載期間

詳細は、「バナー広告掲載日程表」を参照ください。

※掲載期間は各月1日からを基本としていますが、1日が休庁日(土・日・祝日・年末年始)の場合は、直後の初開庁日からの掲載となります。また、掲載終了については、原則として、掲載終了日の翌日にWEBページの掲載終了手続きを行う形となります。

※ あらかじめウェブサイト上で周知したシステムの保守等によるサービス停止期間は、掲

載期間から除きます。

※ 3か月単位(3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月、12ヶ月)での申し込みとなります。

(3ヶ月未満のお申し込みはできません。)

(7) 掲載できない広告

・名古屋市健康福祉局広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第2条又は第3条に該当するものは掲載できません。

・バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブサイトの内容が掲載基準第2条又は第3条に該当する場合も掲載できません。(掲載基準第5条)

・上記規定のほか、「NAGOYAかいごネット」への広告掲載が不適切と判断されるものについては、広告が掲載できない場合があります。

・役員が同一の法人等、関連法人と認められる法人から、複数の申し込みが合った場合は、広告募集の公平性の観点から関連法人全体で3枠以上の申し込みをすることはできません。

3 募集対象

自らの広告を掲載しようとする事業者等を対象とします。

4 申込み

(1) 申込み方法

NAGOYAかいごネットバナー広告掲載申込書に必要事項を記入の上、必要書類(下記①～③)を添えて、【申し込み先・担当係】まで持参、郵送または電子メールで送付してください。また、①と④を電子メールで送付してください。

必要書類

①会社役員の氏名・生年月日がわかるもの

②事業者にあっては、当該事業の概要がわかる書類

③資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し

必要なデータ

上記①

④指定の規格のバナー広告画像

【申し込み先・担当係】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局介護保険課居宅指定係

電話番号:052-972-3487

電子メールアドレス:a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※電子メールで送付の際は、件名を【かいごネットバナー広告申込】としてください。

(2) 申込み締め切り

【別表「広告掲載申込締切日一覧」参照】

別表のとおり、平成31年2月からの各月に申し込み締め切り日時を設けます。
※各締め切り日時後に広告の選定を行い、空き枠がなくなり次第募集を終了します。

5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

内容審査の上、掲載の可否を決定します。内容審査を適切に行うため、申込締切日時から掲載開始日時までのバナー広告画像およびバナー広告画像リンク先Webページの大幅な変更は御遠慮ください。やむを得ず変更をする場合は事前に本市へ届出を行ってください。この場合掲載を見送ることもあります。

また、愛知県警察本部へ、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの照会を行います。回答によっては、掲載を見送ることもあります。

募集枠数を超える申込みがあった場合は、次の順位により決定し、同順位のものの中では掲載希望月の多いものを優先します。

ア 第1 順位 公社、独立行政法人、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、その他国または地方公共団体が出資し、又は出えんする法人若しくは団体

イ 第2 順位 市内で事業を行なっている事業者（本社、支社含む）又は商店街・専門店街等の連合体

ウ 第3 順位 市外で事業を行なっている事業者又は商店街・専門店街等の連合体
これによってもなお募集枠数を超えるときは、抽選により決定します。

(2) 掲載手続き

ア 申込締切日時までに、4の(1) (2)のとおり、必要書類と掲載用画像データを提出していただきます。

イ 広告掲載決定の通知をします。（審査または抽選の結果、非掲載となった応募に対してもその旨を通知します。）

ウ 広告掲載決定の通知に同封されている契約必要書類に記名押印、その他必要事項を記入し、原則、掲載開始月の前月20日（休庁日の場合は、直後の開庁日）までに提出していただきます。

エ 掲載開始月の前月25日（休庁日の場合は、直後の開庁日）までに、本市の発行する納入通知書により広告掲載料を納付していただきます。

6 その他

- (1) 提出いただいた掲載用画像データがこの要領又は広告掲載要綱に違反していると認められる場合は、期限を定めて掲載用画像データの内容改善を求めます。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがあります。
 - ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
 - イ 指定した期日までに掲載用画像データが提出されない場合
 - ウ 指定した期日までに掲載用画像データの内容改善が行われない場合
 - エ 広告掲載決定後に、掲載基準第2条又は第3条に該当することとなった場合
 - オ その他、広告掲載が不相当であると判断したとき
- (3) 広告掲載決定の通知を受けたもの（以下「広告主」といいます。）は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。
- (4) 上記(2)又は(3)に該当する場合でも、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。なお、その時点で広告掲載料を納付していない場合には、速やかに納付していただきます。
- (5) 広告掲載開始以後も広告主がバナー広告画像やバナー広告画像のリンク先webページの大幅な変更を行う場合は、改めて広告の審査を行う必要がありますので、事前に本市へ届け出を行ってください。（審査には1ヵ月程度時間がかかる場合があります）
- (6) 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料のうち、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額を返還します。
- (7) 広告掲載期間内に、本市の都合で広告掲載ページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長します。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。
- (8) 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長します。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。
- (9) その他、広告の掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。

【お問合せ先】

名古屋市健康福祉局介護保険課居宅指定係

電話番号:052-972-3487

ファックス番号:052-972-4147

電子メールアドレス:a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp